

○熊本県町村会要望

1 町村財政の充実・強化について

現在町村は経済の低迷に加え、少子化対策や高齢化社会の進行により、依然として厳しい財政状況が続いている。さらに平成28年熊本地震の発生による対応を余儀なくされたことにより、町村の財政状況はますます逼迫したものとなった。現在も復興に向けて懸命の努力を続けているものの、これまでの行政改革により緊縮財政・人員削減に取り組んできた町村にとって、自らの力だけでその活力を取り戻すことは容易なことではない。

そのような中、国におかれては、平成29年度地方財政対策により、一般財源総額62兆円、まち・ひと・しごと創生事業費1兆円の確保、さらには防災・減災事業費の拡充・延長と、町村の事業を支援するための様々な財政措置を図っていただいた。

また、国は地方創生を目指した施策を推進しており、地方においても「地方版総合戦略」を実行に移し、誰もが住みやすいまちづくりのため知恵を絞って取り組んでいるところである。しかし、地方と大都市とでは依然として財政状況に格差がある。地方創生の実現のためには、町村の財政需要を地方財政計画に的確に反映させ、国の根幹を支えている地方の財政安定化を図る必要がある。

国におかれては、地方交付税総額及び偏在性の少ない適切な税財源が確保されることが地方にとって必要不可欠であることを今一度認識し、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方交付税の財源調整機能と財源保障機能を堅持し、一般財源総額を確保すること。
- 2 基準財政需要額の算定にあたっては、人口や地理的条件などによって各自治体のおかれている状況が一様ではないことに十分配慮すること。また、財源不足分については、臨時財政対策債の発行によることなく、交付税率の引き上げによって対応すること。

- 3 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、引き続き1兆円規模の財源を確保するとともに、「地方創生推進交付金」についても、さらなる拡充を図ること。
- 4 軽自動車のグリーン化特例や自動車重量税のエコカー減税等、自動車保有に係る税負担の軽減については、2年後の適用期限に向けて見直しを行うこととなっているが、見直しによって町村の税収に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- 5 固定資産税は地方にとって重要な財源であることから、中小企業等経営強化法に基づく償却資産に係る固定資産税の特例について、期間の延長等は決して行わないこと。
- 6 森林・林業・山村対策の抜本的強化に必要な地方税財源を確保するため、平成30年度税制改正において結論を得るとされている森林環境税（仮称）の導入は確実に実施すること。
- 7 ゴルフ場利用税は、その7割が市町村へ交付され、特に山林原野の多い町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 8 平成28年熊本地震では多くの町村が被害を受けたが、一日も早い復興のため、中長期的な財政措置を講じること。また、職員が不足している自治体に対する人材派遣について、派遣元・派遣先に財政負担が生じないような支援を行うこと。

2 社会保障制度の充実・安定化について

人口減少、少子高齢化という困難に直面している我が国にとって、安心して子どもを産み育てることができ、老後の不安もなく暮らすことができる社会保障制度を整備することは喫緊の課題である。

国においては子ども・子育て支援新制度の創設や医療・介護制度改革を押し進めており、日本の社会保障制度は変革の時を迎えているが、その一方で、町村では超高齢化による社会保障費の増大に伴いますます厳しい財政運営を余儀なくされている。また、消費税10%への引き上げが再延期されたことにより社会保障財源の確保は厳しさを増しているが、住民に対して充実した社会保障サービスを実施するためにも、地方の負担が増大することは断じて避けなければならない。

人口減少に歯止めをかけ、保育・医療・介護それぞれの現場での人材不足を解消し、一億総活躍社会を実現するためには、社会保障制度の安定化を図り、町村が適切に対応できる仕組みや支援を一層強化していくことが重要である。

よって、国・県におかれては、安定した財政基盤と持続可能な社会保障制度を構築するため、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 充実した社会保障制度を構築できるよう、恒久的・安定的な財源を確保すること。また、消費税10%への引き上げの延期によって社会保障財源に影響が出ないように、代替財源を確実に確保すること。
- 2 少子化対策のため、保育士の労働環境改善による人材の確保、保育所等関連施設の整備等、保育の受け皿拡大のための措置を積極的に講じること。
- 3 子ども・子育て支援新制度は、町村の財政を圧迫するものにならないよう、国による十分な財源確保を前提として実施すること。
- 4 医療保険制度改革については、国民健康保険制度の今後の運営方針の決定にあたって市町村の意見が反映されるよう努めること。また、保険者努力支援制度の指標の見直しにあたっては、すべての自治体にとって

客観的で適正な指標となるようにすること。

- 5 国民健康保険制度改革により、都道府県単位への一元化が進むこととなるが、保険料の統一にあたっては、被保険者の保険料が急増しないよう十分配慮すること。また、小規模自治体の住民が都市部と同等の医療サービスを受けられるよう、医療サービスの充実に努めること。
- 6 地域包括ケアシステム構築の推進にあたっては、医療・介護従事者の人材確保、介護関連施設の整備、民間企業・NPO等の参入の促進など、小規模自治体においても住民のニーズに合わせた介護サービスを提供できるよう、財政面を含めた十分な支援を行うこと。

3 農林水産業・農山漁村、中山間地域の活性化について

農山漁村は、国民への安全・安心な食料の安定供給だけでなく、農耕地の管理・集落の営みを通じた治山治水、水源涵養等の国土保全、温室効果ガスの削減、自然生態系の保全、さらには豊かな伝統文化の継承など多面的・公益的な機能を担っており、我が国にとってかけがいのない存在となっている。

しかしながら、近年、これらの地域では担い手不足による耕作放棄地の増加、農地の荒廃による鳥獣被害の拡大、漁獲高減少による後継者不足など様々な問題を抱えている。特に、過疎化・高齢化から、農業・漁業のみならず、集落自体の存続が危ぶまれる状況にある。

日本の主要農産物であるトマトの産出額が1位など全国有数の農業県として知られる熊本県においても、条件不利地域とされる中山間地を多く抱え、県内31町村のうち20町村が過疎法指定町村、17町村が振興山村という現状にある。また、昨年4月に発生した熊本地震では、農地の崩壊、農作物の損傷など多大な被害を受け、今後の営みに暗い影を落としている。

これらの地域でも住民が安心して暮らせる生活基盤を整え、農山漁村を再生・振興し、さらにはその営みや景観を継承することは、町村にとって重要な課題である。

よって、国及び県におかれては、町村と連携のもと、国民の生活を豊かにする農山漁村、中山間地域の再生・振興を図るため、下記事項について実現されることを強く要望する。

記

- 1 TPP協定の発効の有無に関わらず、農業の生産基盤の強化、経営安定のため、継続して農業改革を進めるとともに、実効性を確保すること。
- 2 雇用創出と所得向上、地元特産物の消費拡大のために、6次産業化の推進については、単独農家・漁家でも取り組みやすいよう、6次産業化ネットワーク活動交付金の申請要件の緩和と補助率の見直しを図ること。
- 3 農山漁村、中山間地域の生活環境基盤整備については、「小さな拠点」

を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業に事業の運営維持に関する支援策を加えるなど、事業の数・質の向上と持続性の確保を図る策を講じること。

- 4 継続的な農業生産及び優良農地の維持管理のため、農業農村整備の充実・強化に必要な予算を今後継続して確保すること。日本型直接支払制度については、地域の多様な実情を踏まえた弾力的な運用に努めるとともに、手続き、事務処理の簡素化などを検討し、取り組みやすい支援制度とすること。また、地元自治体の財政負担率の軽減を検討すること。
- 5 農林水産業担い手の育成およびU I J ターンを効果的・効率的に推進するため、高校や大学との共同研究で取り組む農地改良、水産物の養殖業、経営対策などの支援を強化すること。
- 6 農林水産業・農山漁村が有する重要な役割について広く国民・県民へ示す機会をつくり、定住促進やグリーンツーリズムなど農山漁村と都市との共生・交流の推進を支援すること。
- 7 熊本地震については、経済的支援、農地・農業施設の復旧はもとより、農業経営の再開・継続のために必要な被災農業者向け経営体育成支援事業の拡充を図ること。
- 8 水産資源の減少抑制、安定供給に貢献する養殖業を推進するため、強い水産業づくり交付金制度の申請要件の緩和、補助率の見直しを図ること。また、漁業共済の拡充や養殖水産物の輸出拡大に対する支援など、養殖業の経営力安定・強化を図る策を講じること。

4 地方創生の推進について

現在、日本では少子高齢化、地方から大都市への人口流出が加速化している。平成27年国勢調査では総人口が前回比約96万人減少となり、日本の人口減少社会への突入が報じられた。一方で、東京を中心とする首都圏の人口は前年比12万人近く増加しており、このまま首都圏への一極集中が進めば、地方はますます活力が低下していくと危惧される。

過疎・中山間地域など条件不利地域を多く抱える本県において、将来にわたって活力ある町村を維持していくためには、地方創生に向けた取組を着実に推進しなければならない。

国においては、1億人程度の人口維持を目標に掲げる「長期ビジョン」を踏まえた「総合戦略」に基づき、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円、「地方創生推進交付金」1,000億円を毎年計上されるなど、地方に配慮した措置をしていただいたところである。しかしながら、地方創生は短期的に成果が現れる課題ではないため、今後も継続的に財源の確保及び制度の充実を図っていくことは必要不可欠である。

地方の活力なくして国の活力を見出せないことは当然のことであり、地方が自主的・主体的となった地方創生を確実に実現できるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 地方がそれぞれの地域の実情、特性に応じた取組を安定的・継続的に進められるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」を今後継続して確保すること。
- 2 各自治体の地方創生政策の強化・向上を図るため、地方創生推進交付金の効果検証結果を公開し、優良な事例、ノウハウの横展開を効率的に促進すること。
- 3 雇用創出と所得向上、定住・交流人口の増加・定着を促進するため、震災地域はもとより、県下全域の交通網整備を進めること。また、企業に対しては、優遇措置要件や土地利用規制の緩和、自治体に対しては、課税免除に係る減収補填措置制度のさらなる充実など、地方の産業の活性化や企業誘致を支援する策を講じること。

- 4 地方の少子化問題については、「地域アプローチ」による地方独自の子育て支援や実情に応じた働き方改革のさらなる推進を図り、若い世代にも魅力的な地域づくりを支援していくこと。

5 地方の町村における病院の医師確保について

地方の自治体病院をはじめとした地域医療を担う病院では、医師不足が深刻化し、一日も早く解決しなければならない喫緊の課題となっている。特に人口減少が進む中山間地域では、医療機関の減少や医師不足に直面しているが、このような地域は高齢化が著しく、医療の必要性は逆に高まっている。国は地方創生の旗印を掲げ、民間企業の地方への拠点誘導や、自ら仕事づくりを進める地方の自治体支援など、様々な政策で地方の人口減対策を推進中である。若い世代が地方に残れるためにも、地域医療の砦として公的病院に求められる役割はますます重要となっている。

熊本県では蒲島知事のもと、県民の最大幸福を求める施策が着実に進められており、われわれ町村も、限りある財源や人材を駆使しながら、わが町、わが村の魅力磨きに全力を挙げているところであるが、地域医療における医師不足の問題は、小さな自治体が単独で解決することは難しい問題である。

医師不足の主な原因として、臨床医研修制度の改正が挙げられる。自らの選択でどこの病院でも医療研修ができるようになったことから、都市部の病院で医療研修を目指す研修医が増えた結果、地方の大学付属病院に入局する医師が減少し、これまで地方の自治体病院に派遣されていた医師も大学病院に戻されるなど、地方病院での医師確保が非常に困難となっている。

この問題に対して、熊本県におかれては、地域医療の担い手の育成を目指し、寄附講座を設け、長期的な計画にて対策を進められているところであるが、その成果を得るには更なる対応が必要と思われる。

また、地方病院では、医師の研修機会の確保も重要な課題である。日進月歩の医学会では、中堅医師の多くが研修機会を希望しているが、人手不足の中で、それもままならない現状である。

全国的に医師の偏在が問われる中で、本県の地域医療計画の策定、実行にあたって、どこに住んでいても、そこで生活する住民が安心して暮らせる医療体制を構築するため、熊本県におかれて下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 県内における医師や診療科の地域偏在を是正するため、医学部、付属病院を持つ大学に対して、地域への医師派遣を強く働きかけること。また、地域住民が安心して生活できる十分な医師数の確保が達成されるように、自治医大医師の定着率の向上、本県出身の医学部生に対する支援や地域医療への意識付けなどへの取組みを行なうこと。
- 2 本県の特徴として熊本市内に大病院が集中しており、研修医の過半数がその大病院で研修を行なっている。そのため、熊本大学付属病院単独での地方への医師派遣にも限界があり、大学と大病院が協調して熊本県全体の医師のバランスをとることが必要だと思われるが、その調整役としてリーダーシップを発揮すること。
- 3 地方病院においても十分な研修機会を確保するため、医師数の確保とともに医師を研修に送り出すための支援制度を整備すること。
- 4 国に対して、地方医療の厳しい状況の一刻も早い改善に向け、国公立大学の医学部を卒業した医師には、研修後一定期間、地方の公立病院での勤務を義務付けるなどの新たな制度を構築するよう市町村とともに強く働きかけを行うこと。

6 人口増加自治体への配慮について

日本の人口は右肩下がりになり人口減少社会が進み始めたものの地方から都市部へ、中山間地域から県庁所在都市やその周辺部への移住は依然として続いている。

この傾向は本県でも同様であり、熊本市周辺自治体は人口が増加しており、人口増が続く市町村にとってはそれに応じて行政需要も大幅に増大している。

特に子どもの増加対策では、保育所の整備を始め、学童保育施設整備、それに伴う運営費の増加、また、学校施設の整備が喫緊の課題となっている。

さらには、児童手当の市町村負担や予防接種の負担など、子ども・子育て施策に対する町村の財政負担は大きくなるばかりである。

これらに対しては各種補助金により国から支援があるものの、町村の実際の負担に対しては、かなり不足している現状である。

今後の国土形成で地方の中核となる地方拠点都市、生活拠点都市を構成する周辺町村部において子どもたちを健やかに育むことができるよう諸施策の整備を図るとともに人口増加町村への財政支援が講じられるよう要望する。